

**武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション
制作業務委託に関する
公募型プロポーザル実施要領**

令和 7 年 6 月 25 日

国 分 寺 市

【事務局】

国分寺市 政策部 市政戦略室 まちの魅力企画担当

住所：〒185-8501 東京都国分寺市泉町 2-2-18

電話：042-312-8700

E-mail：senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

1 業務の概要

(1) 件名

武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務委託

(2) 事業目的

国分寺市の歴史資源・観光資源である武蔵国分僧寺跡をVR・AR技術で復元体験できるアプリを制作する。1300年前に聖武天皇の詔により建立された国分寺の建物は、現在は消失して見るできないため再建を望む声もあるが、VR・AR技術を活用することで、環境への負荷を軽減しながら、質の高い新たな観光施策を通して、更なる誘客の促進と、世界に向けて魅力を発信する。

(3) 業務内容

詳細は別添「仕様書」を参照。

(4) 履行期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

なお、委託業務を継続することが適当でないと認められるときは、契約書に基づき、契約を解除することがある。

(5) 履行場所

国分寺市内

(6) 現状の課題等

奈良時代中頃の天平13年（741年）、聖武天皇が諸国に命じた国分寺の建立の詔により、東山道武蔵路沿いに建てられた武蔵国分寺。伽藍は元弘3年（1333年）の分倍河原の合戦の際に焼失したと伝えられ、現在では見るできない。基壇も含めた周辺の整備が進められ、史跡ガイドによる説明や資料・看板等で当時の伽藍等の様子を確認できるものの、来訪者の更なる感動を呼ぶためには、実存した伽藍等の規模や存在感を体感できることが重要となる。物理的な再建については、費用面・環境面との関係からハードルが高く、市内随一の観光名所である武蔵国分寺跡の魅力を最大限に生かすための観光施策が必要となっている。

(7) 委託料上限額

11,000千円（消費税及び地方消費税を含む。）

ただし、この金額は契約時の予定額を示すものではなく、事業の規模を示すためのものであることに留意すること。また、提案は上記委託料上限額を超えてはならない。

(8) 実施方法

公募型プロポーザル方式

2 プロポーザルの概要（スケジュール等）

(1) スケジュール

- ・事業者選定スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	①プロポーザル方式等の実施の公表 ②実施要領等の配布	令和7年6月25日（水）から 令和7年7月8日（火）午後5時まで
2	質問受付	令和7年6月25日（水）から 令和7年7月8日（火）午後5時まで
3	質問回答	令和7年7月11日（金）
4	企画提案参加申込書・企画提案書等受付	令和7年7月14日（月）から 令和7年7月18日（金）午後5時まで
5	第一次審査（書類審査）	令和7年7月24日（木）
6	第一次審査結果通知	令和7年7月28日（月）
7	第二次審査（プレゼンテーション）	令和7年8月6日（水）
8	第二次審査結果通知	令和7年8月8日（金）
9	優先交渉権者との協議（提案内容に基づく 仕様書最終調整）	令和7年8月15日（金）まで
10	契約締結	令和7年8月29日（金）

- ・事業スケジュールは以下のとおり（予定）

	項目	期間等
1	アプリケーション等制作	令和7年9月～令和8年1月
2	アプリケーション公開・VRゴーグル納品	令和8年2月

3 公募方法

(1) 公募方法

国分寺市ホームページ、電子調達サービス

(2) 募集期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月8日（火）午後5時まで

4 参加資格・参加申込

(1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、本実施要領及び仕様書等を理解した上で、以下の全ての要件を満たす者とする。

なお、企画提案書等一式の提出後に参加資格を満たさなくなった場合は、失格とする場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4（一般競争入札の参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- ② 企画提案書等の資料の提出時点で国分寺市競争入札等参加資格者指名停止措置基準（平成 12 年要綱第 7 号）に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）等により更生又は再生手続を開始していないこと。また、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て又は破産手続中の者でないこと。
- ④ 会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- ⑤ 銀行取引停止処分がなされていない者であること。
- ⑥ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号）第 2 条に掲げる暴力団又は国分寺市暴力団排除条例（平成24年条例第21号）第 2 条に掲げる暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。
- ⑦ 法人税、法人事業税、消費税及び地方消費税を完納していること。

(2) 武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務に係る業務管理者等の要件

本件で配置を予定する業務管理者等の要件は、次のとおりとする。

① 業務管理者・業務担当者の配置

本業務の実施に当たり、適切な業務管理を行う業務管理者および業務担当者を配置すること。

② 業務実施体制の構築

本業務の実施に当たっては、適切な業務担当者の配置及び業務実施体制を構築すること。

(3) 制限事項

申込者 1 者につき複数の提案は認めない。

5 企画提案参加申込書等の提出

企画提案をしようとする者は、以下のとおり企画提案参加申込書等を作成し、提出しなければならない。

(1) 提出書類

企画提案参加申込書を提出する者は、次に掲げる書類等に必要事項を記入し、押印のうえ、指定された部数を提出すること。完備されていない書類は一切受け付けないので留意すること。

なお、電子媒体に○がついている書類はE-mailで事務局に送付すること。

事務局アドレス：senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

書類名称	様式	電子媒体	紙媒体※3
企画提案参加申込書	様式第1号	－	1部
企画提案書 ※1 ※4	様式第2号	○	正本1部 副本10部
事業者概要	様式第3号	○	－
契約実績届出書	様式第4号	○	－
見積書 ※2	様式第5号	○	－
ストア内アプリ評価報告書 ※5	様式第6号	○	－
業務工程表 ※6	任意様式	○	1部
直近の法人事業税（地方法人特別税を含む）の納税証明書・納税証明書その1（法人税）・納税証明書その1（消費税及び地方消費税）		－	各1部

※1 提案内容については、仕様書等を踏まえ、次の「5(2)企画提案書の作成方法」で示す項目について記載すること。

※2 見積書は、仕様書等をもとに積算し作成すること。ただし、委託料上限額を超えてはならない。

※3 様式のサイズはA4とすること。

※4 正本には会社名を記載し、副本には一切記載しないこと。また、提案内容で会社（申込者）が推測できるような記載は避けること。

※5 ストア内アプリ評価報告書は参加申し込み受付期間中（令和7年6月25日（水）から令和7年7月8日（火）午後5時まで）であれば何日時点のものでも構わないが、提出の際は何日時点のものであるかを明記すること。また、評価については小数第1位まで確認できるものを提出すること。

※6 業務工程表の作成方法

① 「2(1)スケジュール」及び仕様書等に基づき、具体的な業務工程表を作成すること。

② 武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務において、各工程における

市と受託者の役割分担を明示すること。

(2) 企画提案書の作成方法

① 仕様

- ア A4判両面印刷、横書き、用紙方向は縦使い、左綴じで製本し、表紙を除き10枚（両面20ページ）以内とし、通しのページ番号を付すこと。
- イ A3判の資料を挿入する場合は、片面印刷でA4サイズにゼット折とし、A4判2ページ換算とする。
- ウ 提案は文章での表現を原則とし、文字の大きさは原則10.5ポイント以上とする。
- エ カラー印刷は可とし、文章を補完するために必要な概念図や表、イメージ図等を使用し、考え方を簡潔明瞭に記載すること。
- オ 申込者を特定することができる内容（具体的な社名等）を記載しないこと。

② 提案内容

仕様書の内容を踏まえ、以下の事項について提案すること。なお、提案書への記載順も以下のとおりとする。

ア 武蔵国分僧寺及び七重塔の魅力

アプリケーション利用者にVR・ARを通じて体験・体感してもらいたい魅力

イ 再現性

当時の時代背景を反映した細やかでリアルな3DCGの制作

ウ 品質

体験者の利用意欲をかき立てる高度な没入型体験を実現する手法

エ デザイン・操作性

アプリケーションの開発にあたり、ユニバーサルデザインへの配慮も含めたデザイン・操作性を工夫する点

オ インバウンド対策

インバウンド需要に対する多言語対応も含めた外国人利用者への配慮

カ ユーザビリティ

現地でのダウンロードや利用を想定したアプリケーションサイズの実現と利用者の安全面への配慮

キ 更なる魅力発信に向けた展望

時代に即した新たな視点による武蔵国分僧寺及び七重塔の魅力発信

ク 人員体制

配置人数・資格・職種・経験年数等、業務責任者の基準等（経験年数・資格等）

(3) 見積書の作成方法

- ① 見積書は、仕様書等（国分寺市ホームページに掲載の国分寺市契約約款を含む）を基に積算し記載すること。
- ② 見積書の金額は、税込・円表示で、消費税及び地方消費税を含む額（消費税及び地方消費税の合計税率は10%とする）とし、「1(7)委託料上限額」を超えないこと。見積書の金額が委託料上限額を超過した場合は失格とする。
- ③ 契約締結前の協議に係る費用は「8(1)⑤費用の負担」に示すとおりとする。
- ④ 参加者の責務によらない社会的経済的動向等の経費変動リスクについては、契約締結後の協議により勘案するものであることから、参考見積額に含めないこと。

(4) 提出上の留意事項

- ① 様式は本実施要領によることとし、様式に合致しない場合は、受理しない。
- ② 企画提案書を受理した後は、その追加及び修正は認めない。ただし、市が必要と認める場合は、追加の資料提出を求める場合がある。
- ③ 著作権は、それぞれの提案者に帰属する。
- ④ 事務局は、事業者選定の作業に必要な範囲において、複製を作成する場合がある。
- ⑤ 提出された提案書の返却は行わない。

(5) 提出期間

令和7年7月14日（月）から令和7年7月18日（金）午後5時まで

(6) 提出方法

持参又は郵送（書留・締切当日の消印有効）。なお、必ず事前に電話連絡をすること。

(7) 提出先（事務局）

〒185-8501

東京都国分寺市泉町二丁目2番18号 国分寺市役所4階

国分寺市政策部市政戦略室

TEL：042-312-8700

6 質問・回答

(1) 質問書の提出

本プロポーザルに関する質問がある場合は、質問の内容を簡潔に記した「質問書」（様式第7号）を使用し提出すること。

なお、以下の質問は一切受け付けない。

- ・電話等口頭での質問
- ・問い合わせ期間外の質問
- ・実施要領等に記載された事項以外の質問

(2) 提出方法

質疑は、事務局までE-mailにより行うものとする。

E-mailの送信後に、送信した旨を事務局まで電話で連絡し到達確認を行うこと。

事務局アドレス：senryaku@city.kokubunji.tokyo.jp

(3) 提出期間

令和7年6月25日（水）から令和7年7月8日（火）午後5時まで

(4) 回答方法

質問に対する回答は、令和7年7月11日（金）に、以下のホームページで公表する（回答には会社名を表示しないものとする）。

国分寺市ホームページ (<http://www.city.kokubunji.tokyo.jp>) > 発注・入札 > 武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務委託に係る公募型プロポーザルの実施について

7 審査方法及び審査結果の発表

(1) 審査

業務候補者の選定にかかる審査（第一次審査及び第二次審査）は、「武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務委託事業者選定審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）が行う。

(2) 選定方法

本プロポーザルの選定は、第一次審査で提出された書類を採点方式により審査した後、第二次審査においてプレゼンテーション及びヒアリングで総合的に評価し、優先交渉権者を選定する。

① 第一次審査

- ・企画提案参加申込書等の書類一式を提出した者のうちから、書類審査により第二次審査対象となる者を選考する。
- ・選定者数は、得点の高い順に上位3者以内とする。3位の得点である参加者が2者以上となった場合は、見積価格の低い者を選定し、見積価格も同額で

ある場合は審査委員会の決定によるものとする。

- ・ 会議は、非公開とする。
- ・ 第一次審査終了後、提案者全てに対して事務局から令和7年7月28日（月）（予定）に書面で通知する。
- ・ 公平性の確保のため、第一次審査は提案書に提出者名を記載せず、整理番号にて審査を行う。

■ 審査基準（第一次審査）

評価項目		評価内容
業務評価点	業務実績	① 過去10年間に地方公共団体（その外郭団体を含む）からVRアプリ制作業務を受託しているか。 ② 過去10年間に地方公共団体（その外郭団体を含む）からARアプリ制作業務を受託しているか。 ③ App StoreとGoogle Playのそれぞれのストア内アプリ評価
価格評価点	見積価格	本事業の見積り価格の妥当性

② 第二次審査

第二次審査は、第一次審査通過者がプレゼンテーションによる説明などを行い、これに対し、審査委員会が質疑を実施し、優先交渉権者を選定する。

ア 実施日は令和7年8月6日（水）を予定しているが、場所や時間については通過者に対し別途通知する。

イ 優先交渉権者1者、次席者1者を選定する。

ウ 会議は、非公開とする。

エ 第二次審査プレゼンテーション方法

- ・ 企画提案書、プレゼンテーション（提案者が制作した本件と同等規模・内容の既存アプリケーション等のデモンストレーションを含む）、審査委員によるヒアリングを行う。
- ・ プレゼンテーションは20分以内、ヒアリング10分程度とする。

- ・説明者は3人以内（本件で関わる業務管理者、機器の準備及び操作をする者を含める）とする。機器の準備等は5分以内に行うこと。
- ・使用する資料は企画提案書及びデモンストレーションに関する資料に限るものとし、それ以外の資料を使用した場合は失格とする。
- ・プレゼンテーションを行う際のパソコン等の機器は、各自で用意するものとする。ただし、モニター（HDMI対応）のみ事務局で用意する。
- ・参加者は、審査時の説明に際して、社名を伏せることとする。また、審査時に会社名等が特定できるような衣類やバッジ等は着用しないものとする。
- ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の到着日順（郵送の場合は消印で確認する）とし、到着が同日同時刻の場合は、提案者の五十音順とする。

■審査基準（第二次審査）

評価項目		評価内容
プレゼンテーション及びヒアリングの内容	(1) 武蔵国分僧寺及び七重塔の魅力	アプリケーション利用者にVR・ARを通じて体験・体感してもらいたい魅力
	(2) 再現性	当時の時代背景を反映した細やかでリアルな3DCGの制作
	(3) 品質	体験者の利用意欲をかき立てる高度な没入型体験を実現する手法
	(4) デザイン・操作性	アプリケーションの開発にあたり、ユニバーサルデザインへの配慮も含めたデザイン・操作性を工夫する点
	(5) インバウンド対策	インバウンド需要に対する多言語対応も含めた外国人利用者への配慮
	(6) ユーザビリティ	現地でのダウンロードや利用を想定したアプリケーションサイズの実現と利用者の安全面への配慮
	(7) 更なる魅力発信に向けた展望	時代に即した新たな視点による武蔵国分僧寺及び七重塔の魅力発信
	(8) 人員体制	配置人数・資格・職種・経験年数等、業務責任者の基準等（経験年数・資格等）

	(9) ヒアリング	企画提案に対する質問に対して的確に対応できているか。
--	-----------	----------------------------

③ 優先交渉権者 1 者選定方法

第二次審査では、プレゼンテーション及びヒアリングの内容を基に審査委員会の各委員が評価項目に基づく評価を行い、全ての審査が終わったところで、第二次審査の対象者全てを講評し、第一次審査及び第二次審査の合計得点の最も高い者を優先交渉権者として選定し、次点の判定をした者を次席者として選定する。この場合、優先交渉権者及び次席者ともに得点が総合点数の 6 割以上であることを条件とする。なお、合計得点が同点である参加者が 2 者以上となった場合は、見積価格の低い者に決定し、見積価格も同額である場合は審査委員会の決定によるものとする。

④ 審査結果の通知・公表

審査委員会終了後、結果を令和 7 年 8 月 8 日（金）（予定）に書面で通知する。併せて、本件契約締結後、市のホームページで次の内容を公表する。

- ・ 契約締結事業者の企画提案書
- ・ 公募型プロポーザル実施要領
- ・ 武蔵国分僧寺復元体験アプリケーション制作業務委託仕様書
- ・ 評価集計表

なお、国分寺市情報公開条例（平成 11 年条例第 33 号）第 9 条に該当するおそれのある資料については、契約締結事業者の了承を得て公表する。

⑤ 審査結果に係る説明

優先交渉権者にならなかった者は、その理由について次のとおり書面（任意様式）により国分寺市に対し、説明を求めることができる。国分寺市は、前述の者から説明を求められたときは、令和 7 年 9 月 10 日までに理由説明書により通知する。

- ・ 提出期限は、結果通知日の翌日から起算して 7 日（閉庁日を除く）以内
- ・ 受付時間は、閉庁日を除く午前 8 時 30 分から午後 5 時まで。
- ・ 提出場所は、事務局へ持参提出のこと。

(3) 失格事項

次に該当する者は、失格とする。

- ① 提出書類等、本プロポーザルに関して虚偽の事実が判明した者
- ② 提出書類の作成及び提出方法、提出期限を守らない者
- ③ 許容された表現以外の表現方法が用いられている者

- ④ 提出書類等に関し故意に提案者が判別できるようにした者
- ⑤ 参加資格がなく提出書類を提出した者
- ⑥ 審査会委員又は事務局関係者に対し本計画に関する不正な接触を求めた者
- ⑦ 審査において、指定された時間に遅れた者
- ⑧ 第三者の著作権を侵害する提案をした者
- ⑨ その他、審査会が不適格と認めた者

8 その他

(1) 契約方法

① 優先交渉権者との契約の流れについて

市は、優先交渉権者に選定された者と協議し、委託業務に係る仕様を確定させる。

② 契約交渉及び見積書の提出

市は、優先交渉権者に選定された者と契約交渉を行い、見積徴収を行う。

③ 次席者との交渉

優先交渉権者と契約条件等で合意に至らなかった場合、本プロポーザル終了後に失格事項に該当することが判明した場合、又は地方自治法施行令第167条の4の規定のいずれかに該当する場合には契約締結を行わないこととし、次席者と契約締結の交渉を行う。

④ 業務委託契約に関する事項

契約は、国分寺市契約事務規則の規定による。

⑤ 費用の負担

契約に当たって協議に要する費用は、優先交渉権者の負担とする。また、次席者と契約締結交渉を行う場合には、協議に要する費用は次席者の負担とする。

(2) その他

① 本プロポーザルに提出された書類の提出後における内容の変更は認めない。

② 本募集は、1 者以上をもって成立とする。第一次審査及び第二次審査の合計点数の最も高い参加者を優先交渉権者とする。この場合、総合点数の6割以上であることを条件とする。

③ 市は、企画提案書について本プロポーザルに参加した企業等からの申請又は国分寺市情報公開条例に基づく公開請求があった場合、同条例に基づき、公開・非公開の判断を行う。

④ 提出された書類は、選考作業に必要な範囲等において複製する場合がある。

- ⑤ 提出された書類等一式は、返却しない。
- ⑥ 提案書に記載された業務責任者は、病休・退職・死亡など極めて特別な理由を除き変更することはできない。やむを得ない理由により変更を希望する場合は、市の承諾を得ること。
- ⑦ 優先交渉権者は市のホームページで公開する。
- ⑧ 本プロポーザルに係る提出書類の著作権は、参加者に帰属するものとする。ただし、本プロポーザルに関する公表及び市が必要と認める場合には、提出された書類等は無償で使用できることとする。
- ⑨ 本プロポーザルに係る提出書類作成のために市より受領した資料は、市の了解なく公表・使用することはできない。
- ⑩ 提出書類の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法の規定により認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ること。また、第三者の著作権に関する責めは使用した提案者が全て負うこと。
- ⑪ 審査結果についての異議申し立ては認めない。
- ⑫ 本プロポーザルへの参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（様式第8号）により辞退の申し出を行うこと。
- ⑬ 企画提案書等の作成に要した一切の費用は、参加者の負担とする。
- ⑭ 書類等の提出に当たっては、郵送での対応を認めるが、途中の事故等の理由により市に書類が到達しない場合、いかなる理由があっても市は責任を負わない。